

地域公共交通確保維持事業に係る計画について

京都市における、国の地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助及び地域内フィーダー系統補助）の対象系統は以下の5つの系統であり、添付のとおり当該事業に係る計画を策定し、国に提出する。

1 地域間幹線系統補助

路線名	起点・終点 運送の区域	事業許可 区分	運行態様	実施主体	計画
原・神吉線	原～ J R 八木駅	4 条乗合	路線定期 運行	京阪京都交通	別紙 1
高雄・京北線	周山～ 京都駅前	4 条乗合	路線定期 運行	西日本ジェイ アールバス	
京都比叡平線	比叡平～ 三条京阪	4 条乗合	路線定期 運行	京阪バス	

2 地域内フィーダー系統補助

路線名	起点・終点 運送の区域	事業許可 区分	運行態様	実施主体	計画
雲ヶ畑バス もくもく号	雲ヶ畑岩屋橋 ～北大路駅前	4 条乗合	路線定期 運行	雲ヶ畑自治振興会	別紙 2
小金塚地域循環バス	京都市山科区 小金塚地域	自家用有償旅客運送 (交通空白地有償運送)	区域運行	小金塚自治連合会	

京 地 交 計 第 号
令 和 7 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	京都市地域公共交通計画協議会
住 所	京都市中京区寺町通御池上 上本能寺前町 488 番地
代表者氏名	会 長 塚 口 博 司

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。